

令和5（2023）年度おきなわアジェンダ21県民会議 提案公募型普及啓発事業 応募要領

1 趣旨

おきなわアジェンダ21県民会議では、構成団体である市民団体等のノウハウ及びネットワークを活かし、県民、事業者、行政が一体となって足元からの環境保全活動を促進するため、提案公募型の普及啓発事業を実施する。

本事業は、特定非営利活動法人またはボランティア団体など非営利の社会貢献活動を行っている団体、事業者（以下「NPO等」という。）の視点から、その特性を活かした効果的な環境保全に関する普及啓発事業の提案を期待する。

2 提案公募する事業

(1) 設定テーマ（重点目標より一つを選択）

本県民会議の重点目標である「①地球温暖化対策（緩和策もしくは適応策）」と「②生物多様性の保全・継承」「③循環型社会の構築」から一つを選択した上で、沖縄の視点から何ができるか、何をしなければならないかを考えご提案ください。

公募する普及啓発事業においては、単なるイベント的な普及啓発ではなく、研修会やセミナー、調査研究、環境教育等とし、温室効果ガス排出量の削減に結びつく事業（緩和策）、気候変動に適応する事業（適応策）、県内の生態系の保全・継承につながる事業、フードロス削減や脱プラスチックに関する普及啓発事業等を対象とします。（沖縄県内での活動に限る。）

<例>

- 環境省が推進している「エコアクション21」の取得拡大に向けた研修会
- アイドルリングストップ等のエコドライブの促進を図るための講習会
- 有効な外来種対策に結びつくことが期待される調査・研究
- サンゴ礁域の現状維持、増加を目指す事業
- 地域等で3Rの徹底周知を目指す研修会

3 応募資格

原則として次の条件を満たすNPO等とします。

- (1) 令和4年6月1日現在で、活動の実績が概ね1年以上あること。ただし、特定非営利活動法人については、1年未満でも差し支えない。
- (2) 5人以上の会員で組織されていること。
- (3) 予算、決算、事業報告を適正に行っていること。特定非営利活動法人の場合は、事業報告書等を国、県に提出していること。
- (4) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- (5) 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としていないこと。
- (6) 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- (7) 法令等に違反していないこと。

※ おきなわアジェンダ21県民会議構成団体以外の応募の場合、採択後、団体会員として入会すること。

4 採択団体予定数

提案内容及び予算総額40万円の範囲内で1～2件を予定

5 契約締結及び事業費

採択後に、本県民会議と委託契約を締結し事業開始（領収書有効日付）となる。提案事業に係る本県民会議負担の事業費は、消費税及び地方消費税相当額込みで、原則として1事業20万円を上限（審査結果により一定率で減じる可能性も有り）とする。助成額を超えた経費については、自己資金（会費等）の繰入れで対応すること。

この事業の対象経費は、事業に直接必要な経費に限る。団体の日常的な運営経費や、パソコン・携帯電話等の備品購入、家賃や光熱水費等の施設に要する経費は対象外。

6 事業実施期間

契約の日から令和6年2月12日（月祝）まで

7 採択条件

事業実施後、翌年6月に開催するおきなわアジェンダ21県民会議通常総会等で事業報告をすること。（15分程 パワーポイント使用）

8 応募方法

下記の書類提出により応募を受け付ける。

（1）提出書類

以下の書類を提出してください。提出部数は各1部。

ア．必須書類

- ①おきなわアジェンダ21提案公募型普及啓発事業応募書（様式1）
- ②事業に関する資金計画（様式2）
- ③提案事業の企画書（A4版／様式は自由）
企画書は、事業の目的及び効果だけでなく、具体的な内容、実施場所、期間及び作業人員等に関し、提案する事業に要する事項を詳細に計画し記述すること。なお、用紙サイズはA4版とする。
- ④団体の概要（様式3） ※構成団体は不要
- ⑤団体目的等についての確認書（様式4） ※構成団体は不要
- ⑥定款（会則等）の写し ※構成団体は不要
- ⑦直近1年間の事業報告書、収支決算書（様式自由）

イ．任意書類（以下の書類提出が可能な団体は提出すること。審査材料とする。）

- ⑧これまでの特徴的な活動の実績報告書（パンフレット、会報、新聞や雑誌の掲載記事等）

※要領、各種様式は次のホームページからダウンロードをお願いします。郵送ご希望の際には事務局へご連絡下さい。

〔HPアドレス〕 <https://agenda21.jp/>



(2) 提出先

〒901-1202 南城市大里字大里 2013

(一財)沖縄県公衆衛生協会内

おきなわアジェンダ 21 県民会議事務局 宛

電話：098-945-2686 FAX：098-945-3973 メール：info@agenda21.jp

(3) 提出方法

郵送もしくは直接持参で原本（1部）を事務局へ提出すること。

(4) 提出期限

令和5年7月31日（月）17:00 必着（郵送は当日消印有効）

9 提案事業の決定

(1) 選考方法

①必要書類等の確認を県民会議事務局において行い、応募条件を満たしているか確認する。（予備審査）

②書面審査を県民会議事務局において行い、応募内容が事業の趣旨に合致しているか選考する。（1次審査）

③1次審査で選考された提案に対しては、8～9月予定の運営委員会（プロジェクトチーム）にて書面審査による審査会を実施する。

(2) 選考基準

選考の基準は、おきなわアジェンダ21の推進への効果及び実現性についての企画提案書の内容評価と提案団体の活動実績等の対応能力評価も含め総合的に審査し、採択の可否は事務局から応募者に通知する。

10 実施方法及び事業報告

(1) 実施計画書の提出

採択後、事業実施団体は、必要に応じて実施事業に係る内容、実施方法、担当者、日程等を記載した実施計画書を契約締結の日から14日以内におきなわアジェンダ21 県民会議事務局に提出し、承認を受けること。

(2) 広報の実施

事業実施団体は、マスコミ等に対して当該事業に係る広報を実施してください。事業実施時はアジェンダ21 県民会議の幟（貸出し可）又は表示板等を提示し、県民会議のPRを行うこと。

(3) 事業実績報告書の提出

令和6年3月8日（金）までに、事業実績報告書の提出すること。

※ 実施状況が確認できる写真やパンフレット等の資料を添付すること。また、事業を実施した効果を数値で示すなど、今後の展開等について考察すること。

(4) 委託費の概算払い、精算払いについて

契約段階で、契約額の半額を上限に請求に基づき概算払いが可能。精算は、事業実施報告書提出後の審査を経て精算払いとする。